

身体的拘束適正化のためのマニュアル

1 身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

(1) 事業所としての理念

1. 身体的拘束の原則禁止

身体的拘束は利用者の生活の自由を制限することで重大な影響を与える可能性があります。合同会社バディが運営する訪問看護ステーションひなた（以下、「本事業所」とする）は、利用者様の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるような仕組みをつくり、本事業所を運営しますので、身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体的拘束は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しません。また、やむを得ない理由を下記に記載する。

2. 身体的拘束に該当する具体的な行為

＜参考＞「身体拘束ゼロ作戦推進会議」による身体拘束の禁止11項目

- ① 一人歩きしないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを綱（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手装等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

3. 目指すべき目標

身体的拘束が必要とされる場合でも、切迫性・非代替性・一時性の3要件を満たすことを確認し、利用者やご家族への説明を行った上で実施します。その後も拘束解除に向けた取り組みを継続します。

(2) 本事業所としての方針

次の仕組みを通して身体的拘束の必要性を除くよう努めます。

1. 利用者の状況を理解し、基本的なケアを向上させることで拘束リスクを減少させます。
2. 管理者が率先し研修を催し、事業所全体の知識・技能を向上させます。
3. 利用者やご家族と話し合い、拘束を希望される場合でも代替案を検討します

2 身体的拘束等適正化のための体制

次の取り組みを継続的に実施し、身体的拘束適正化のため体制を維持・強化します。

(1) 身体的拘束適正化の検討を実施

虐待防止委員会（以下、「委員会」とする）を設置し、身体的拘束適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討します。過去に身体的拘束を実施していた利用者に係る状況の確認を含みます。委員会は 1 年に 2 回以上の頻度で開催します。特に緊急時や、やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合(実施を開始する場合を含む)には、身体的拘束の実施状況の確認や 3 要件を具体的に検討します。

(2) 虐待防止委員会の構成員

管理部門を含む複数職種で構成され、代表社員招集者、訪問看護師が記録者を務めます。

(3) 構成員の役割

- ・招集者 代表社員
- ・記録者 訪問看護師

(4) 委員会における身体拘束適正化に関する検討項目について

① 前回委員会の振り返り

② 3 要件(切迫性、非代替性、一時性)の再確認

③ 身体拘束を行っている利用者がいる場合

利用者の心身の状態に与える影響について、個別の状況を詳細に検討します。その上で、身体的拘束を行わない場合に予測されるリスクを評価し、拘束解除に向けた手法を検討します。

④ 身体的拘束を開始する検討が必要な利用者がいる場合)

切迫性、非代替性、一時性の要件を満たすかどうかを確認し、特に代替案について慎重に検討します。

⑤ やむを得ず身体的拘束が必要であると判断した場合

家族を含む多職種との意見交換を行います。

⑥今後の予定(研修・次回の身体拘束委員会の開催日)

虐待防止委員会と身体拘束等適正化検討委員会は、それぞれの要件を満たす内容が検討できる場合は、一体的に設置運営しても良いこととする。

(5) 記録及び周知

委員会で議論された内容は、議事録として詳細に記録します。この議事録は、適切な形式で作成され、関係者に対して説明されます。また、記録された内容は保管され、必要に応じて確認できる状態を維持します。

さらに、委員会での決定事項や議論の結果については、従業員全体に対して迅速かつ確実に周知されるよう努めます。これにより、透明性を確保し、事業所全体での理解と協力を促進します。

3 身体的拘束等適正化のための研修

身体的拘束の適正化を推進するため、従業者に対して採用時および定期的な研修を実施します。研修では、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容（研修概要）を明確に記録し、適切に管理します。

また、必要に応じて高齢者虐待防止を目的とした研修を併せて実施することが可能です。これにより、従業者の意識向上とスキルアップを図り、利用者様に対するケアの質をさらに向上させることを目指します。

4 緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合の対応

(1) 3要件の確認

- ・切迫性(利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと)
- ・非代替性(身体的拘束を行う以外に代替する介護方法がないこと)
- ・一時性(身体的拘束が一時的なものであること)

(2) 要件合致確認

利用者の状況や態様を十分に考慮し、委員会が必要性を慎重に判断した場合に限り、身体的拘束を限定的に実施します。ただし、拘束を行った後も、利用者の日々の状態や変化を継続的に観察し、委員会で定期的に状況を再評価します。その結果を基に、拘束の解除に向けた具体的な取り組みを進めていきます。

(3) 記録等

緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的にご本人・ご家族等へ説明し書面で確認を得ます。

- ・拘束が必要となる理由(個別の状況)
- ・拘束の方法(場所、行為(部位・内容))
- ・拘束の時間帯及び時間や解除予定を記載します。
- ・特記すべき心身の状況を記載します。

5 身体的拘束等に関する報告

緊急性が高く、やむを得ない理由で身体的拘束を行った場合、その実施状況や利用者の日々の様子（時間帯や具体的な動作、状況など）を詳細に記録します。この記録は、適正化委員会において拘束解除に向けた検討材料として活用されます。

委員会では、3要件（切迫性、非代替性、一時性）の適合状況を再評価し、早期拘束解除に向けた具体的な方針を策定します。これにより、利用者の尊厳を守りつつ、身体拘束最小限に抑える取り組みを進めます。

6 ご利用者等による本指針の閲覧

本指針は、本事業所で使用するマニュアルに綴り、本事業所に掲示し全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用者やご家族が閲覧できるように事業所ホームページへ掲載します。

令和7年4月1日 施行

緊急時身体的拘束に関する説明書

様

記

1. 緊急時における身体的拘束の実施について

現在の状況が以下の条件（ア・イ・ウ）をすべて満たしているため、緊急措置として以下に記載する方法および時間内で、必要最小限の身体的拘束を実施いたします。

2. 身体拘束の早期解除を行えるよう迅速に検討していきます。

- ア. 利用者本人または他の利用者の生命や身体が重大な危険にさらされる可能性が極めて高い場合。
- イ. 身体的拘束や行動制限以外に、適切な看護・介護の代替手段が存在しない場合。
- ウ. 身体的拘束や行動制限が一時的な措置であり、必要最小限の期間に限定される場合。

拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 〈拘束内容(部位・方法)〉	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	月 日 時から 月 日 時まで

上記の通り実施いたします。

以上

年 月 日

事業所名:訪問看護ステーションひなた

代表者名:

(利用者・ご家族の記入欄)

記録者名:

上記について説明を受け、確認いたしました。	同意を得られない理由
年 月 日 氏名: 本人との続柄 ()	

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録			
利用者 様			
月日・時間	日々の心身の状態等の観察・再検討記録	カンファレンス等 参加者氏名	記録者 サイン